事前教示回答事例（原産地関係）

<table>
<tr><td>登録番号</td><td>1140262</td><td>税関</td><td>名古屋</td><td>処理年月日</td><td>2014/3/14</td></tr>
<tr><td>一般的品名</td><td colspan="3">組立家具専用棚板</td><td>税番</td><td>44.21</td></tr>
<tr><td>回答</td><td colspan="2">日マレーシア経済連携協定上のマレーシア原産品と認められる。</td><td>特恵種別</td><td colspan="2">日マレーシア協定</td></tr>
<tr><td>貨物の概要</td><td colspan="5">原 材 料：① パーチクルボード（第 44.10 項）、② 接着剤（第 35.06 項）、
③ ＰＶＣエッジバンド（第 39.26 項）、④ 金属ダボ（第 73.26 項）、
⑤ ダンボール（化粧箱）（第 48.19 項）、
⑥ ポリエチレン袋（部品袋）（第 39.23 項）、
⑦ ポリスチレンフォーム（緩衝材）（第 39.21 項）、
⑧ 紙（取扱説明書）（第 49.01 項）
以上、原産材料
⑨ ペーパーフォイル（第 48.11 項）
以上、非原産材料

製造工程：上記材料をマレーシアにおいて貼り合わせ、裁断、ネジ穴開け、角張りを行い、梱包後日本に輸入する。</td></tr>
<tr><td>認定理由</td><td colspan="5">非原産材料を使用して締約国において生産される関税率表第 44.21 項に分類される産品が、日マレーシア経済連携協定（以下、「協定」という。）上のマレーシア原産品と認められるためには、協定の附属書２　品目別規則を満たさなければならない。
本品に使用される非原産材料は上記品目別規則を満たしていることから、本品は協定上のマレーシア原産品と認められる。
ただし、協定に基づくマレーシア原産品に対する税率の適用にあたっては、協定第３章、関税法施行令第 61 条等､法令に規定されるその他すべての要件を満たすことを条件とする。</td></tr>
<tr><td>法令</td><td colspan="5">日マレーシア経済連携協定第 28 条 1(c)
日マレーシア経済連携協定附属書２（品目別規則）</td></tr>
</table>